

## 名古屋市上下水道局指名停止要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、名古屋市上下水道局契約規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第47号。以下「規程」という。）第2条第4項及び第7条第2項の規定に基づき、指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 指名停止 規程第4条第1項（規程第6条第2項において準用する場合を含む。）に規定する有資格者（以下「有資格者」という。）が一定の事由に該当する場合において、これを本市との契約（以下「本市契約」という。）から一定期間排除することをいう。
- (2) 局長 名古屋市上下水道局長をいう。
- (3) 資格審査部会 名古屋市契約事務審議会規程（昭和52年達第2号）第5条第1項に規定する資格審査部会をいう。

### (指名停止)

第3 有資格者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 前項の指名停止が行われたときは、局長は当該指名停止に係る有資格者を一般競争入札及び指名競争入札に参加させてはならない。この場合、当該有資格者について、現に競争入札参加資格有と通知し又は指名しているときは、当該通知又は指名を取り消すものとする。

3 第7の規定により資格審査部会の議を経て指名停止を行う場合の始期は、別表各号の規定にかかわらず資格審査部会の議を経た日とする。

また、指名停止の期間中の有資格者について、別の措置要件に係る指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。

### (下請負人に関する指名停止)

第4 第3第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該指名停止と同じ措置要件に該当するものとして指名停止を行うものとする。

ただし、当該下請負人について情状酌量すべき事由があるときは、当該指名停止の期間を2分の1まで短縮することができるものとする。

### (共同企業体の構成員に関する指名停止)

第5 共同企業体が別表各号に掲げる措置要件（当該共同企業体がある有資格者でないことを理由として措置要件に該当しない場合は、当該共同企業体がある有資格者であるとした場合に該当する措置要件）のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当

該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、同じ措置要件に該当するものとして指名停止を行うものとする。

ただし、情状酌量すべき事由がある当該共同企業体の有資格者である構成員については、当該指名停止の期間を2分の1まで短縮することができるものとする。

- 2 第3第1項、第4第1項又は前項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体(有資格者に限る。)について、当該指名停止と同じ措置要件に該当するものとして指名停止を行うものとする。

#### (指名停止の期間の特例)

**第6** 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

- 2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、当該指名停止の期間は3年を超えることができない。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号又は第2号から第4号まで若しくは第8号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2第1号又は第2号から第4号まで若しくは第8号の措置要件に該当することとなったとき。

(3) 談合情報が寄せられた場合等で、談合を行っていないとの誓約書を本市に提出したにもかかわらず、当該事案で談合を行っていたとして、別表第2第2号(1)、第3号(1)又は第8号の措置要件に該当することとなったとき。

- 3 前項に定める場合を除くほか、有資格者について、悪質な事由があるため又は重大な結果を生じさせたため必要ときは、別表各号及び第1項の規定による指名停止の期間を2倍まで延長することができる。ただし、当該指名停止の期間は3年を超えることができない。

- 4 別表第2第2号の措置要件に該当することとなった有資格者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に定める課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合における指名停止の期間は、別表第2第2号に定める期間の2分の1の期間とする。

- 5 前項に定める場合を除くほか、有資格者について情状酌量すべき事由があるときは、別表各号並びに第1項及び第2項の規定による指名停止の期間を2分の1まで短縮することができる。

- 6 別表第2第2号(2)、第3号(2)、第2号(2)若しくは第3号(2)又は第8号に該当するとして指名停止の期間中の有資格者について、指名停止の原因となった事案について新たな事実が明らかとなり、それぞれ別表第2第2号(1)、第3号(1)、第8号又は第2号(1)(逮捕又は告発の場合に限る。)若しくは第3号(1)の措置要件に該当することとなったときは、指名停止の期間を当該措置要件に規定する期間に変更する。この場合において、当初措置した指名停止の期間が満了しているときは、変更後の指名停止の期間から既に措置した指名停

止の期間を控除した期間をもって再度の指名停止を行う。

- 7 前項の規定に基づき、指名停止の期間の変更又は再度の指名停止を行う場合において、第2項から第5項までの規定に基づき指名停止の延長又は短縮を行う必要があるときは、前項の規定による指名停止の期間の変更又は再度の指名停止を行った後、第2項から第5項までの規定を適用する。
- 8 第6項に定める場合を除くほか、指名停止の期間中の有資格者について、悪質な事由又は情状酌量すべき事由が明らかとなったときは、指名停止の期間を2倍又は2分の1まで変更することができる。ただし、当該指名停止の期間は3年を超えることができない。
- 9 指名停止の期間中の有資格者について、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったときは、それ以降の当該有資格者についての指名停止を解除するものとする。
- 10 指名停止の期間中の有資格者について、災害その他の事由により、やむを得ず指名する必要があるときは、当該有資格者について指名停止を一時解除することができる。

#### (資格審査部会)

**第7** 第3第1項、第4第1項又は第5第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行う場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、資格審査部会の議を経なければならない。第6第8項の規定により指名停止の期間を変更するときも、また同様とする。

- (1) 第4第1項ただし書き又は第5第1項ただし書きの規定を適用するとき。
- (2) 第6第3項又は第5項の規定を適用するとき。
- (3) 措置要件が別表第1第9号又は別表第2第5号若しくは第9号に該当するとき。

#### (指名停止の通知)

**第8** 第3第1項、第4第1項又は第5第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行い、第6第6項若しくは第8項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第6第9項若しくは第10項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し、指名停止通知書(第1号様式)、指名停止変更通知書(第2号様式)又は指名停止解除通知書(第3号様式)によりその旨を通知するものとする。なお、指名停止を行うときは、通知においてその理由を明らかにするものとする。

- 2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者から改善措置の報告を求めることができる。

#### (随意契約の相手方の制限)

**第9** 局長は、指名停止の期間中の有資格者を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合において、資格審査部会の議を経たときはこの限りでない。

#### (下請負等の不承認)

**第10** 局長は、指名停止の期間中の有資格者が、その所管に係る契約について下請負し、又は受任することを承認しないものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合において、資格審査部会の議を経たときはこの限りでない。

#### (苦情申立て)

**第11** 第3第1項、第4第1項又は第5第1項若しくは第2項の規定による指名停止を受けた者

は、当該指名停止の期間内に、書面（以下「申立書面」という。）により苦情を申立てることができる。

- 2 局長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に定める休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。この場合、第12に定める再苦情の申立てができる旨を教示しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、局長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。
- 4 局長は、第1項に定める申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

#### （再苦情の申立て）

**第12** 第11第2項の回答に不服がある者は、当該指名停止の期間内（第11第2項の回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあつては、第11第2項の回答の翌日から起算して2週間以内）に、局長に対して再苦情の申立てをすることができる。

- 2 局長は、前項の再苦情の申立てがあったときは、名古屋市入札監視等委員会に諮問する。
- 3 第1項の再苦情の処理手続については、別に定めるものとする。

#### （指名停止の効力）

**第13** 第11及び第12における苦情及び再苦情の申立ては、指名停止の効力を妨げないものとする。

#### （報告）

**第14** 局長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があったと認めるときは、直ちに、指名停止事件報告書（第4号様式）により財政局担当局長（契約監理）に報告しなければならない。この場合においては、当該有資格者から事実の概要を記載した届出書を提出させるものとする。ただし、届出書の提出について困難な事情があると認められるときは、この限りでない。

#### （指名停止等の公表）

**第15** 第3第1項、第4第1項又は第5第1項若しくは第2項の規定により、指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格者の商号又は名称等について公表するものとする。第6第6項及び第8項から第10項までの規定により、指名停止について期間を変更し又は解除したときも、また同様とする。

- 2 第11第2項の規定により、苦情申立てに対する回答をしたときは、申立書面及び同項の書面の写しを公表するものとする。第12第1項の規定による再苦情申立てに対し、別に定めるところによりその結果の通知をしたときは、申立書面及び通知の写しを公表するものとする。

#### （その他）

**第16** 指名停止に関する事務は、財政局契約部契約監理課において処理する。

- 2 この要綱の実施に関し必要な事項は、名古屋市指名停止要領（17財監第75号）を準用する。

**附 則**

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱の施行の際、改正前の名古屋市上下水道局指名停止要綱の規定による指名停止を受けている有資格者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。

**附 則**

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市上下水道局指名停止要綱の規定による指名停止を受けている有資格者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。

**附 則**

この要綱は、平成 19 年 1 月 30 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（事故等に基づく措置基準）

措置要件	期間
<p>1 虚偽記載 本市契約に係る文書等に虚偽の記載又は記録をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該事実又は行為を知った日から  3か月</p>
<p>2 過失による粗雑履行 本市契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該事実又は行為を知った日から  3か月</p>
<p>3 契約違反 前2号に掲げる場合のほか、本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該事実又は行為を知った日から  3か月</p>
<p>4 公衆損害事故 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。  (1) 死亡者を出し、又は火災等により重大に損害を与えたとき。 (2) 負傷者を出し、又は(1)に至らない損害を与えたとき。</p>	<p>当該事実又は行為を知った日から  3か月 1か月</p>
<p>5 契約関係者事故 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。  (1) 死亡者を出したとき。 (2) 負傷者を出したとき。</p>	<p>当該事実又は行為を知った日から  1か月 2週間</p>
<p>6 落札決定後の契約辞退 本市契約にかかる一般競争入札及び指名競争入札において、落札の決定後に契約締結の辞退をしたとき。</p>	<p>当該事実又は行為を知った日から  3か月</p>
<p>7 賃金又は下請代金等の未払い 本市契約に係る賃金又は下請代金等の未払いについて、支払うことを内容とする判決等が確定し、なおそれに従わないとき。</p>	<p>当該事実又は行為を知った日から  支払の完了が確認できるまで</p>
<p>8 本市契約以外の業務（以下「一般業務」という。）における事故 一般業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、若しくは損害を与え、又は業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、その事実が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該事実又は行為を知った日から  1か月</p>
<p>9 その他 本市契約において、前各号に準ずる行為等により、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該事実又は行為を知った日から  前各号に準じて定める期間</p>

別表第2（贈賄、不正行為等に基づく措置基準）

措置要件	期間
<p>1 贈賄</p> <p>(1) 本市職員に対する贈賄 有資格者である個人若しくは法人又は、有資格者である法人の役員、支店若しくは営業所を代表する者若しくはその使用人（以下「有資格者等」という。）が、本市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 本市職員を除く公共機関の職員に対する贈賄 有資格者等が、本市職員を除く公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア イ以外の有資格者等</p> <p>イ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>24 か月</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 か月</p> <p>3 か月</p>
<p>2 独占禁止法違反行為</p> <p>有資格者等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号若しくは第19条に違反し、排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで告発されたとき。</p> <p>(1) 本市契約に関するもの</p> <p>(2) (1) 以外のもの</p>	<p>当該事実を知った日から</p> <p>( ) 内は逮捕又は告発の場合</p> <p>10 か月 (12 か月)</p> <p>6 か月 (8 か月)</p>
<p>3 談合</p> <p>有資格者等が、刑法（談合又は公契約関係競売等妨害）又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市契約に関するもの</p> <p>(2) (1) 以外のもの</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12 か月</p> <p>8 か月</p>
<p>4 あっせん利得処罰法違反行為</p> <p>有資格者等が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市契約に関するもの</p> <p>(2) (1) 以外のもの</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12 か月</p> <p>3 か月</p>

措置要件	期間
<p>5 市会の告発</p> <p>次の（１）又は（２）に掲げる場合に該当し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>（１）有資格者等が本市の市会から告発されたとき</p> <p>（２）（１）に該当する場合において、告発に係る事件に関して公訴を提起されたとき</p>	<p>告発から</p> <p>公訴の提起がされるまで。ただし、12 か月を超える場合は12 か月公訴の提起から12 か月以内</p>
<p>6 建設業法その他業務関連法令違反行為</p> <p>（１）有資格者等が、建設業法その他業務関連法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 本市契約に関するもの</p> <p>イ ア以外のもの（別表第1 第8号に該当する場合を除く）</p> <p>（２）建設業法その他業務関連法令に違反し国土交通省地方整備局長又は都道府県知事等の監督官庁から行政処分を受けたとき。</p> <p>ア 本市契約に関するもの</p> <p>イ ア以外のもの</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>8 か月</p> <p>2 か月</p> <p>行政処分を知った日から</p> <p>4 か月</p> <p>1 か月</p>
<p>7 その他の業務に係る違法行為</p> <p>有資格者等が、業務に関し、刑法違反（公文書偽造、私文書偽造、詐欺、背任、偽計業務妨害）、商法違反、税法違反、補助金適正化法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>（１）本市契約に関するもの</p> <p>（２）（１）以外のもの</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>8 か月</p> <p>2 か月</p>
<p>8 談合等不正行為の確認</p> <p>有資格者等が談合等不正行為を行った事実を、本市公正入札調査委員会が確認したとき。</p>	<p>当該事実を確認した日から</p> <p>10 か月</p>
<p>9 不正又は不誠実な行為</p> <p>前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該事実又は行為を知った日から</p> <p>前各号に準じて定める期間</p>



(第1号様式)

# 指名停止通知書

財契第 号  
年 月 日

様

名古屋市長  
名古屋市上下水道局長  
名古屋市交通局長

名古屋市指名停止要綱、名古屋市上下水道局指名停止要綱及び名古屋市交通局指名停止要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、下記の通り、貴社に指名停止を行いましたので、通知します。

## 記

1 指名停止の期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 該当条項等

要綱 及び別表

3 指名停止の理由

※ この指名停止に不服がある場合は、上記1「停止期間」の期間内に、名古屋市長、名古屋市上下水道局長、名古屋市交通局長に対して、書面により苦情を申し立てることができます。

(問い合わせ先)

財政局契約部契約監理課 TEL：972-0000 (直通)

(第2号様式)

## 指 名 停 止 変 更 通 知 書

財契第 号  
年 月 日

様

名古屋市長  
名古屋市上下水道局長  
名古屋市交通局長

先に、 年 月 日付け 財契第 号をもって貴社に指名停止を行っているところですが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

1 停止期間の変更

変更前

変更後

2 変更の理由

※ この指名停止に不服がある場合は、上記1「停止期間(変更後)」の期間内に、名古屋市長、名古屋市上下水道局長、名古屋市交通局長に対して、書面により苦情を申し立てることができます。

(問い合わせ先)

財政局契約部契約監理課 TEL: 972-0000 (直通)

(第3号様式)

# 指 名 停 止 解 除 通 知 書

財契第 号  
年 月 日

様

名古屋市長  
名古屋市上下水道局長  
名古屋市交通局長

先に、 年 月 日付け 財契第 号をもって貴社に指名停止を行っていたところですが、この度、当該指名停止を解除しましたので通知します。

(問い合わせ先)

財政局契約部契約監理課 TEL：972-0000 (直通)

(第4号様式)

年 月 日	
指 名 停 止 事 件 報 告 書	
(宛先) 財政局担当局長 (契約監理)	
上下水道局長	
所在地 (住所) 名 称 (氏名)	
事件の概要	
名古屋市上下水道局指名停止要綱	
別表 第 号 該当	
担当者情報 (所属・氏名・連絡先)	